

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年4月14日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査の対象 | 吉川区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ ガス水道局施設整備課（浄水センター、東部営業所含む） |
| 3 監査の着眼点 | 使用料等の収入事務等は適正か。 委託料等の契約事務等は適正か。 前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監査の日程 | 令和5年3月1日～4月11日 |
| 7 監査の結果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。 (1) 指摘事項 なし (2) 注意事項 16件 ① 契約事務に関すること 7件 ② 檢収事務に関すること 5件 ③ 支出事務に関すること 3件 ④ 事務執行に関する事 1件 (3) 要望事項 1件 所管事務に係る用地の借用に関する事 |